

5. 目標

指 標	目標値	
	流行初期 (※1)	流行初期以降 (※2)
医療措置協定締結医療機関(入院)の確保病床数(感染症病床を含む)	146床	449床
医療措置協定締結医療機関(発熱外来)の機関数	34機関	447機関
医療措置協定締結医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の機関数	—	602機関
医療機関数		233機関
薬局数		299機関
訪問看護事業所数		70機関
医療措置協定締結医療機関(後方支援)の機関数	—	98機関
医療措置協定締結医療機関(人材派遣)の確保人数	—	60人
県外派遣可能な人数		38人
医 師		12人
県外派遣可能な人数		8人
看護師		48人
県外派遣可能な人数		30人
医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う(2ヶ月分以上個人防護具の備蓄を行う)医療機関数	協定締結医療機関の8割以上の医療機関数	
患者受入に係る研修・訓練の実施数	全協定締結医療機関が年1回以上実施	

※1 厚生労働大臣による新興感染症発生の公表後1週間から3ヶ月の間

※2 流行初期経過後の3ヶ月